

## 必要書類一覧表（特定生産緑地の指定について）

書類	部数	取得先	備考
特定生産緑地指定申請兼同意書	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者（代表者）は、土地の所有者です。</li> <li>・土地が共有の場合は、代表者の方がとりまとめてください。</li> <li>・筆ごとに作成してください。</li> <li>・押印（実印）漏れがないようご注意ください。</li> </ul>
土地登記事項証明書 （全部事項証明書）	1部	法務局（北大阪支局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。</li> </ul>
印鑑登録証明書 （原本）	1部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。</li> <li>・農地等利害関係人が複数の場合は全員分必要です。</li> </ul>
委任状	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人が提出する場合に必要です。</li> <li>・委任者の欄には実印を押印してください。</li> </ul>
主たる農業従事者の 変更届 ※必要に応じてご提出ください。	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続等で農業従事者に変更がある場合にご提出ください。</li> <li>・<u>事前に連絡のうえ、窓口にお越しください。</u></li> </ul>

※農地等利害関係人とは、所有者、共有者、抵当権者、借地権者、小作権者等、登記簿に記載されている土地の権利が設定されている全ての方が対象となります。

※原則、筆ごとの申請となります。やむを得ず筆の一部を特定生産緑地に指定する場合は、別途ご相談ください。

※申請書類受領後は、現地確認等をさせていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

### 【書類提出について】

- ・書類をそろえて都市計画室窓口までお越しください。
- ・受付窓口・・・本庁低層棟2階都市計画室（平日の9時～17時30分）  
（平日の12時～12時45分、土、日、祝日を除く）

お問合せ先

吹田市 都市計画部 都市計画室

電話 06-6384-1947（直通）

メール toshikei@city.suita.osaka.jp